

令和2年度 総合評価落札方式の主な変更点（工事）

国土交通省 九州地方整備局

令和2年8月

- 九州地方整備局では、平成25年11月より総合評価落札方式（二極化）の本格運用を図り、「品確法」の基本理念である「価格」及び「品質」が総合的に優れた内容の契約がなされるよう努めてきた。
- 一方、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や就労環境の悪化に伴う担い手不足等の課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、令和元年6月に品確法、入契法、建設業法のいわゆる「担い手三法」の改正が行われ、働き方改革の推進、生産性向上への取組、災害時の緊急対応強化という観点を、いかに現在の入札・契約手続きの中に取り入れられるかが喫緊の課題である。
- これらの課題への対応を図っていくとともに、総合評価落札方式の透明性・公平性は確保しつつ、評価の安定化及び評価の質の向上を求めることに加え、「担い手の中長期的な育成及び確保の促進」と、現在のみならず「将来の公共工事の品質確保の促進」を図る多様な入札契約の制度設計を立案していく必要がある。
- 令和2年度は、頻発化・激甚化する自然災害への対応を踏まえ、地域の守り手である「地元企業の受注機会の更なる拡大」を図り、「働き方改革」、「生産性向上」を加速し、円滑な契約手続きを実施するため、各種試行工事の積極的活用を図る。

総合評価落札方式の改善のポイント

○総合評価落札方式の改善について

令和2年度からの総合評価における新たな取り組み

1) 「手持ち工事量評価」の見直し 【R2.4月導入】

- 受注の偏在化の是正、地元企業の受注機会の拡大のため、「手持ち工事量評価」の評価方法を見直し。
 - ⇒ 現行：企業の手持ち工事量の状況は、以下の方法で評価し数値が低い者を優位に評価
「当該工事種別の地整内当該年度施工額」/「当該工事種別の過去5ヶ年の地整内平均施工額」
当該年度施工額が3億円に達するまでは、過去の受注実績にとらわれずA評価（満点）とする“3億円ルール”を一般土木工事のみ適用
 - ⇒ 令和2年度：当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計とする。
(一般土木のみ必須、その他の工事種別は選択項目)

2) 「企業の能力等における工事成績評価」の見直し及び切り替え時期の変更 【R2.8月導入】

- 業務の簡素化、ミス防止のため、「企業の能力等における工事成績評価」の評価方法を見直し。
 - ⇒ 現行：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した当該工事種別の過去4ヵ年度+当該年度の工事成績の平均
 - ⇒ 令和2年度：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した当該工事種別の過去4ヵ年度の工事成績の平均

3) 「働き方改革評価」の見直し 【R2.4月導入】

- 働き方改革推進のため、企業の能力等評価において、「働き方改革」の評価項目を必須に。
 - ⇒ 現行：試行工事「働き方改革推進評価型」で対応
 - ⇒ 令和2年度：施工能力評価型（I型・II型）の企業の能力等評価において「働き方改革」の評価項目を必須項目とする。
(試行工事「働き方改革推進評価型」は廃止)

4) 「維持工事の実績評価」 【R1.12月導入済】

- 維持修繕工事の円滑な事業執行に関する取り組み（維持工事への入札参加業者を増やす取り組み）として、地域貢献等評価において「維持工事の実績」の評価項目を必須に。
 - ⇒ 現行：「維持工事の実績」については選択項目
 - ⇒ 令和2年度：「維持工事の実績」については、土木系工事の維持修繕工事を除く全ての工種において、原則、必須項目
※維持工事の実績：過去1ヵ年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持修繕工事等の実績

5) 「表彰」項目の見直し 【R2.8月導入】

- 働き方改革促進優秀施工業者の新設
- 災害復旧等功労者（支援・協力部門）（役務契約）の表彰実績を加点。⇒ 入札説明書の「役務は除く」の記載を削除。

1) 手持ち工事量評価の見直し(1/2)

手持ち工事量の評価の概要

- 企業の手持ち工事量の状況は、以下の方法で評価し数値が低い者を優位に評価。
 現行：「当該工事種別の地整内当該年度施工額 / 当該工事種別の過去5カ年の地整内平均施工額」
- 現在の手持ち評価では、過去の施工額がベース（分母）となるため、過去の受注実績が大きい業者ほど優位に働く計算手法となっており、手持ち評価が十分に機能していないことが考えられる。

見直し点

- 手持ち工事量評価を受注の偏在化対策として機能させるため下記のとおり見直しを行う。
 ⇒ 令和2年度：「当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計」
 （一般土木工事のみ必須、その他工事種別は選択項目）
- 見直しポイント①・・・当該年度の契約額のみでの評価とするため、受注の偏在化対策の効果が大きくなる。
- 見直しポイント②・・・施工額を契約額とすることで、契約の担保を手持ち工事量とする。年度が変われば、リセットとなる。（複数年国債、ゼロ国債、翌債、繰越しも当該年度の当初契約額のみを計上）

見直し手持ち工事量評価

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	配点
企業の能力等	手持ち工事量の状況	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	3億円未満:A 3億円以上6億円未満:C 6億円以上:E	A:3.0 C:1.5 E:0

※一般土木工事のみ必須とし、その他の工事種別は選択項目とする

1) 手持ち工事量評価の見直し(2/2)

手持ち工事量評価の見直し対比表

	令和元年度以前	令和2年度以降
一般土木	<p>①当該工事種別の地整内当該年度施工額 3億円未満の場合：A評価（5点）</p> <p>②3億円以上の場合 当該工事種別の地整内当該年度施工額÷ 当該工事種別の過去5年度の地整内平均施 工額</p> <p>0.2未満：A（5点） 0.4未満：B（3.75点） 0.6未満：C（2.5点） 0.8未満：D（1.25点） 0.8以上：E（0点）</p>	<p>施工額：当該工事種別における地整内 当該年度の当初契約金額の合計</p> <p><u>3億円未満：A（3点）</u> <u>3億円以上～6億円未満：C（1.5点）</u> <u>6億円以上：E（0点）</u></p> <p style="text-align: center;">必須</p>
一般土木以外	<p>当該工事種別の地整内当該年度施工額÷ 当該工事種別の過去5年度の地整内平均施 工額</p> <p>0.2未満：A（5点） 0.4未満：B（3.75点） 0.6未満：C（2.5点） 0.8未満：D（1.25点） 0.8以上：E（0点）</p>	<p>施工額：当該工事種別における地整内 当該年度の当初契約金額の合計</p> <p><u>3億円未満：A（3点）</u> <u>3億円以上～6億円未満：C（1.5点）</u> <u>6億円以上：E（0点）</u></p> <p style="text-align: center;">選択項目</p>

2) 企業の能力等における工事成績評価の見直し

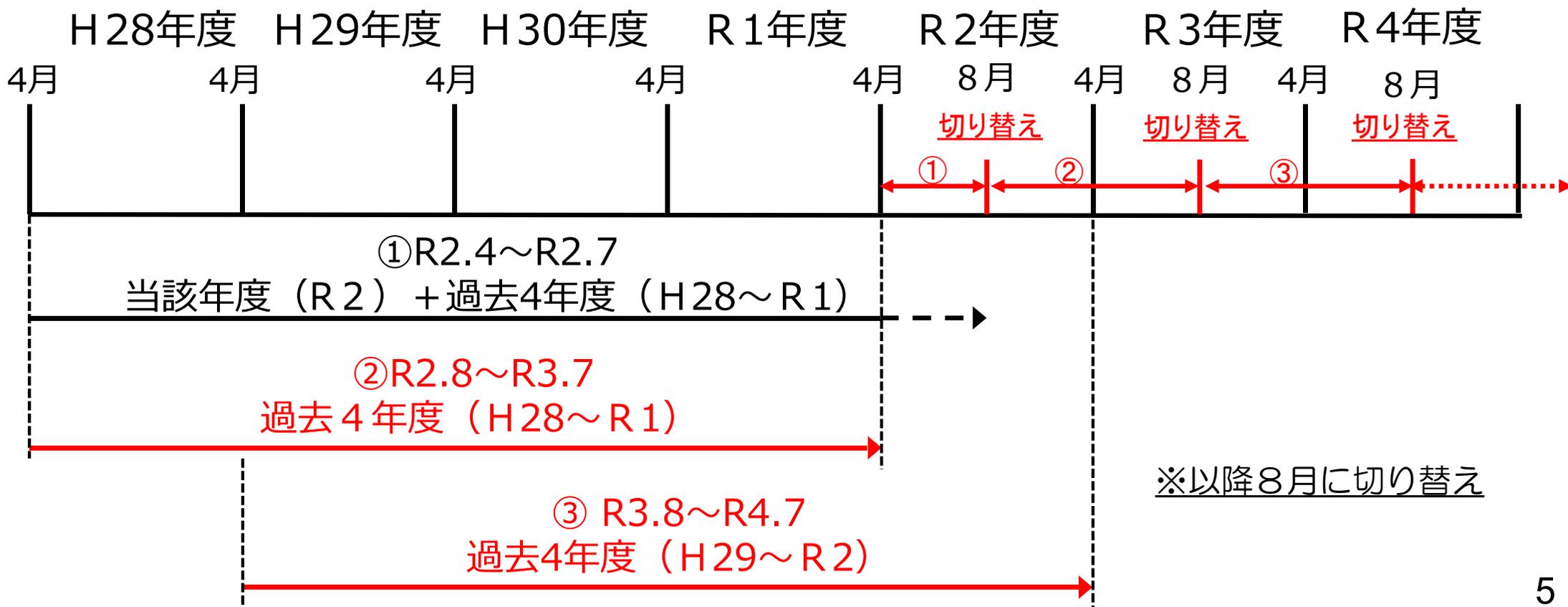
現行

- 評価対象期間：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した
当該工事種別の過去4カ年度＋当該年度の工事成績の平均。
- 切り替え時期：4月
⇒業務の簡素化及びミス防止のため、評価方法及び切り替え時期を以下のとおりに変更する

令和2年度以降

- 評価対象期間：九州地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した
当該工事種別の過去4カ年度の工事成績の平均。
- 切り替え時期：8月（表彰実績の評価対象期間の切り替えと同時期）

【切り替え時期】



総合評価落札方式の改善【評価基準】(1 / 3)

【配点項目及び配点】

施工能力評価型 (I 型・II 型)【河川・道路】

評価項目の満点に対するの評価割合(率)A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%
a:100%、b:83%、c:67%、d:50%、e:33%、f:17%、g:0%

分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	従来		見直し	
型一計画 一I 園工	「設計図書(標準案)の範囲内で施工上配慮すること」 (1提案を基本とする)	当該工事を設計図書(標準案)の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める	2段階	記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記述がない場合も不可とする。	—	—	—	—
配置 予定 技術者 の 能力 等	工事実績	過去15か年間に完成した同種工事の内、申請された1件の工事実績	3段階	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:A より同種性の高い工事において、担当技術者として従事、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事:C 同種性が認められる工事において、担当技術者として従事:E	5.0	20	5.0	20
	工事成績	地方整備局(港湾空港関係を除く)発注及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)発注の当該工事種別における過去4か年度+当該年度のうち、申請された1件の工事成績	7段階	80点以上:a 79点:b 78点:c 77点:d 76点:e 75点:f 74点以下:g	10.0		10.0	
	表彰(優秀技術者)	地方整備局(港湾空港関係を除く)及び北海道開発局(河川・道路、営繕事業部門)より表彰を受けた工事における申請された直近4か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰:A 事務所長表彰及び部長表彰:C なし:E	3.0		3.0	
	配置予定技術者の資格 【下記以外】	1級土木施工管理技士の経験 又は、配置予定技術者が1級土木施工管理技士の経験を有し、指導員として現場に1級土木施工管理技士の経験を有するベテラン技術者を配置	4段階	10年以上:A 5年以上10年未満:B 3年以上5年未満:C 3年未満:E 【指導員の同時配置】 【配置技術者:5年以上10年未満】+【10年以上の資格経験を有する指導員の配置】:A 【配置技術者:3年以上5年未満】+【5年以上の資格経験を有する指導員の配置】:B 【配置技術者:3年未満】+【3年以上の資格経験を有する指導員の配置】:C 経験なし:E	1.0		1.0	
	配置予定技術者の資格 【造園工事及び工事種別が電気設備、通信設備、受変電設備の場合】	1級〇〇施工管理技士の経験 (〇〇は工種によって「造園」又は「電気」となる)	3段階	10年以上:A 3年以上10年未満:C 3年未満:E	1.0		1.0	
	継続教育(CPD)の状況	継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得 (証明日が技術資料等提出期限から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、技術資料等提出期限から過去1年以内の日付が含まれていること)	2段階	推奨単位以上取得:A なし:E	1.0		1.0	
	指定する工事の施工実績	指定する工事の施工実績の有無	2段階	あり:A なし:E	1.0		1.0	
オン ショ ン 項目	発注者の指定する資格保有技術者	発注者の指定する資格保有技術者を配置できること(配置予定技術者またはそれ以外)	2段階 ~ 3段階	資格あり配置可:A、それ以外:E または 複数有:A、ひとつ有:C、なし:E 等、適宜設定可	1.0	1.0		
	その他	工事特性により適宜設定可	2段階 ~ 3段階	工事特性により適宜設定可	1.0	1.0		

総合評価落札方式の改善【評価基準】(2/3)

【配点項目及び配点】

1) 工事成績評価の見直し
【令和2年8月より】

2) 手持ち工事量評価の見直し

3) 働き方改革評価の見直し



分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	従来	見直し
必須	工事成績	過去15か年間に完成した同種工事の施工実績規模 ただし、複数の実績を申請した場合は、そのうちの最低の実績をもって評価点を与える	3段階	より同種性の高い工事の実績あり:A 同種性の高い工事の実績あり:C 同種性が認められる工事の実績あり:E	2.0	2.0
	工事成績	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)の発注した当該工事種別の過去4か年度の工事成績の平均	7段階	80点以上:a 79点以上80点未満:b 78点以上79点未満:c 77点以上78点未満:d 76点以上77点未満:e 75点以上76点未満:f 75点未満:g	4.0	4.0
	表彰(安全施工、優良施工、災害復旧等功労業者、VE提案優良業者)、工事成績優秀企業の認定	九州地方整備局(港湾空港関係を除く)より表彰を受けた工事における申請された直近2か年の実績(〇〇関係工事に限る)	3段階	局長表彰:認定:A 事務所長表彰:C なし:E	1.0	1.0
企業の能力等	工事の手持ち状況【一般土木は必須、その他は選択項目】	当該工事種別における地整内当該年度の当初契約額の合計	3段階	3億円未満:A 3億円以上6億円未満:C 6億円以上:E	5.0	3.0
	〇〇エへ配置する配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置【但し、工種によってはオプションとする】	本工事の指定する工種への建設現場における配置予定建設技能者の平成4年以降の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	4段階	優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)(大臣表彰)又は国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(局長表彰)又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を3名配置:A、国土交通功労者表彰(優秀現場従事者)(事務所長表彰)又は当該工事内容に該当する登録基幹技能者を2名配置:B、当該工事内容に該当する登録基幹技能者を1名配置:C、なし:E ※登録基幹技能者の複数人配置は、各々別の職種に限る	2.0	2.0
	働き方改革	企業において、生産性向上及び働きやすい環境整備等の取り組みについて、確認ができた場合に評価する。	3段階	2つの評価項目について、2点満点で3段階評価(1点/1項目)を行う。 【評価項目】 1) 週休2日を実施した実績 2) ICT施工を実施した実績(①起工測量~⑤成果品納品)がある 1)及び2)の実績がある:A、1)又は2)のいずれかの実績がある:C、実績なし:E	-	2.0
企業の能力等	下請け予定業者の表彰実績	平成18年度以降の表彰実績	2段階	優良工事における下請業者表彰(事務所長表彰):A、なし:E	1.0	1.0
	〇〇工事の実績	入札参加要件(同種条件)では設定していない指定する工種の施工実績	2段階~3段階	実績あり:A、なし:E または、〇件以上:A、1件以上~〇件未満:C、なし:E	1.0	1.0
	新技術の活用【新技術導入促進(I)型の場合は必須】	有用な新技術を当該工事活用	2段階	NETIS登録技術又はNETIS掲載期間を終了している新技術のうち、指定したテーマにおいて、従来技術と比較して有効性が認められる新技術:A なし:E	1.0	1.0
	情報化施工技術の活用	情報化施工技術を当該工事で活用	2段階	活用あり:A、活用なし:E	1.0	1.0
	ISOの認証取得状況	ISO9001、14001の認証取得状況	3段階	両方取得:A、どちらか取得:C、なし:E	1.0	1.0
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	建設業労働災害防止協会認定の「労働安全衛生マネジメントシステム」等の取得状況	2段階	取得:A、なし:E	1.0	1.0
	建設業労働災害防止協会加入	建設業労働災害防止協会へ加入の有無	2段階	加入:A、なし:E	1.0	1.0
	建設業連働金共済制度加入	制度に加入の有無	2段階	加入:A、なし:E	1.0	1.0
	その他評価すべき項目	-	-	-	1.0	1.0

総合評価落札方式の改善【評価基準】(3/3)

【配点項目及び配点】

4) 維持工事の実績評価



分類	評価項目	評価内容	評価段階	評価基準	従来		見直し	
					従来	見直し	従来	見直し
地域貢献等	災害協定に基づく活動実績 【一般土木、維持修繕、As舗装は必須】	過去2か年度+当該年度の災害協定に基づく活動実績(国・県・市町村等)。なお、直接協定締結の評価は、当該年度に限る。	4段階	災害協定に基づいた活動実績あり:A、 直轄事業との災害協定に基づいた巡視等の実績あり:B、 直接災害協定の締結あり活動実績なし:C、 直接災害協定の締結なし:E	2.0		2.0	
	維持工事等の実績 【原則必須(土木系工事の維持修繕工事除く全ての工種において原則、必須)】	過去1か年度+当該年度に完成した工期5ヶ月以上の維持工事等(橋梁補修、構造物補修、設備補修、道路・河川維持工事)の実績	3段階	九州地方整備局の実績あり:A、 県又は市町村の実績あり:C、 なし:E	2.0		2.0	
	近隣地域内工事の実績	過去5か年度+当該年度の実績	3段階	3件以上:A、1から2件:C、 なし:E	2.0	6	2.0	6
	継続的な技術者保有に基づく信頼度	10年以上雇用する1級〇〇施工管理技士を取得している人数	3段階	5名以上:A、2名以上:C、 2名未満:E	2.0		2.0	
	継続的な営業に基づく信頼度	営業年数の継続性	3段階	30年以上:A、15年以上:C、 15年未満:E	2.0		2.0	
	工事の確実かつ円滑な実施体制としての観点	指定する地域内における本店の所在	2段階 ~ 3段階	地域内に本店あり:A、 地域内に本店なし:E 又は、 地域内に本店あり:A、 地域内近郊に本店あり:C、 地域内に本店なし:E	2.0		2.0	
専門工種の施工機械 自社保有状況	指定する建設機械の自社保有又はリース(〇年以上)状況	3段階	自社保有:A、リース〇年:C、 なし:E	2.0	2.0			
減点項目	九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」「文書注意」等の措置に対して減点 ※口頭注意は、九州地方整備局を対象	3段階	指名停止:加算点満点の10% 文書注意:加算点満点の5% 口頭注意:加算点満点の2.5%	▲4.0 ▲2.0 ▲1.0		▲4.0 ▲2.0 ▲1.0		
合計					40		40	

表彰項目の見直し

- 働き方改革促進優秀施工業者の新設
- 災害復旧等功労者（支援・協力部門）（役務契約）の表彰実績を加点。
⇒ 入札説明書の「役務は除く」の記載を削除。

令和2年度8月以降入札説明書の記載例

総合評価に関する事項等

総合評価の評価項目

[企業の能力等]	
表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)、工事成績優秀企業の認定(〇〇関係工事(〇〇部門)に限る) 【役務は除く】 災害復旧等功労者(支援・協力部門)	<ol style="list-style-type: none"> 直近2ヶ年度(令和元年度(平成30年度完成工事)～令和2年度(令和元年度完成工事))において、企業が元請けとして九州地方整備局(対象部局)から表彰(安全施工業者、優秀施工業者、災害復旧等功労業者、契約後VE優良施工業者、ICT工事優秀施工業者、働き方改革促進優秀施工業者)工事成績優秀企業の認定(〇〇関係工事(〇〇部門)に限る)又は災害復旧等功労者(支援・協力部門)を受けた実績がある場合、その内容を(別記様式2)に記載すること。 ①に記載した表彰又は認定について、表彰状又は認定書の写しを添付すること。 評価は、局長表彰又は認定、事務所長表彰又は部長表彰の順で優位に評価する。 申請できる表彰又は認定の実績は、いずれか1件とする。 申請書等の提出期限日までに表彰が失効となった場合は、評価しない。 <p>※土木関係工事(土木部門)とは、以下の発注工種とする。 土木関係:土木に関する工事のうち下記の工種に限る。 「一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、造園工事、セメント・コンクリート舗装、プレストレスト・コンクリート、法面処理、塗装、維持修繕、しゅんせつ、グラウト、杭打、さく井」</p>

表彰年次の切り替えに併せて、令和2年8月1日以降公告工事より適用開始とする。

令和2年度 試行工事一覧

※赤枠は新規および見直しの試行工事(詳細は後ページ参照)

試行工事名		試行概要	試行開始時期	対象工事		令和2年度の方針	九州独自
1	新技術導入促進型 (I型、II型)	総合評価落札方式の技術提案等において、新技術の提案を求め、その新技術を評価・採用することで、積極的な新技術の活用を推進し、効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげる。	平成30年度	対象工事	本官及び分任官の土木系工事	継続	
2	企業実績評価型	災害復旧工事や施工環境が厳しい工事等、企業の組織力、機動力、技術的な経験を重視する工事において、企業の実績をより高く評価する ※技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業へのプライオリティを高める観点から企業評価をより重視	平成30年度 (令和2年1月一部改正)	対象工事	分任官の一般土木C	継続 ※一部の評価基準の見直し	○
3	簡易確認型	総合評価落札方式において競争参加者に提出を求める技術資料を簡素化することにより、競争参加者には資料作成に係る負担軽減、発注者には技術審査に係る事務量の軽減を図る	平成29年度	対象工事	一般土木C工事(施工能力評価型II型)	継続	
4	若手技術者評価型	入札参加要件における配置予定技術者の監理(主任)技術者を若手技術者(45歳以下)とする	平成24年度 (平成30年4月一部改正)	対象工事	分任官工事のうち技術的に高度でない工事	継続	
5	技術提案評価型 (自由テーマ)	本官工事において、当該工事の現地特性や目的物の構造特性を踏まえた課題及び技術提案を競争参加者に自由に求める	平成26年度	対象工事	本官工事の土木系工事	継続	○
6	一括審査方式	複数工事の発注が同時期に予定されている場合、競争参加者からの技術資料(技術提案)の提出は1つのみとし、発注者・競争参加者双方の業務負担の軽減を図る	平成25年度 (平成26年度一部改正)	対象工事	技術提案評価型(S型)、施工能力評価型(I型・II型)、技術提案チャレンジ型の契約方式	継続	
7	技術提案チャレンジ型 (I型、II型)	受注実績の少ない企業や、地域を支える建設業の入札参加意欲向上しつつ、担い手の中長期的な育成・確保を図ることを目的とし実績を求めず技術提案をより高く評価する	平成27年度 (平成31年4月一部改正)	対象工事	分任官工事(土木系工事)のうち技術的高度でない工事	継続 ※一部の評価基準の見直し	
8	電気通信チャレンジ型	・電通チャレンジ型(参入促進型)(受変電設備工事) 成績評定での加点は行わず、施工実績で加点 ・電通チャレンジ型(担い手確保型)(通信設備工事) 技術者の能力等は求めず、企業の施工能力と施工計画のみで評価	令和元年度 (令和2年1月試行開始)	対象工事	受変電設備工事、通信設備工事	新規	○
9	機械チャレンジ型	工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、技術者の能力等の要件を求めず、企業拠点・地域貢献等のみで評価する	令和元年度 (令和2年1月試行開始)	対象工事	分任官工事のうち機械系工事	新規	○
10	営繕チャレンジ型	・配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。 ・企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする ・直近の直轄工事実績がないほど評価点が高くなるような評価項目を追加し、新規参入や直轄工事実績の少ない企業の入札参加意欲を促す	令和元年度 (令和2年1月試行開始)	対象工事	営繕系工事のうち円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事	新規	○

【背景】

- 現在試行中である企業実績評価型の技術者と企業の配点は、20点：20点と設定されているが、監理（主任）技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保及び働き方改革、災害対応に貢献している企業への優先度を高める観点から企業評価をより重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

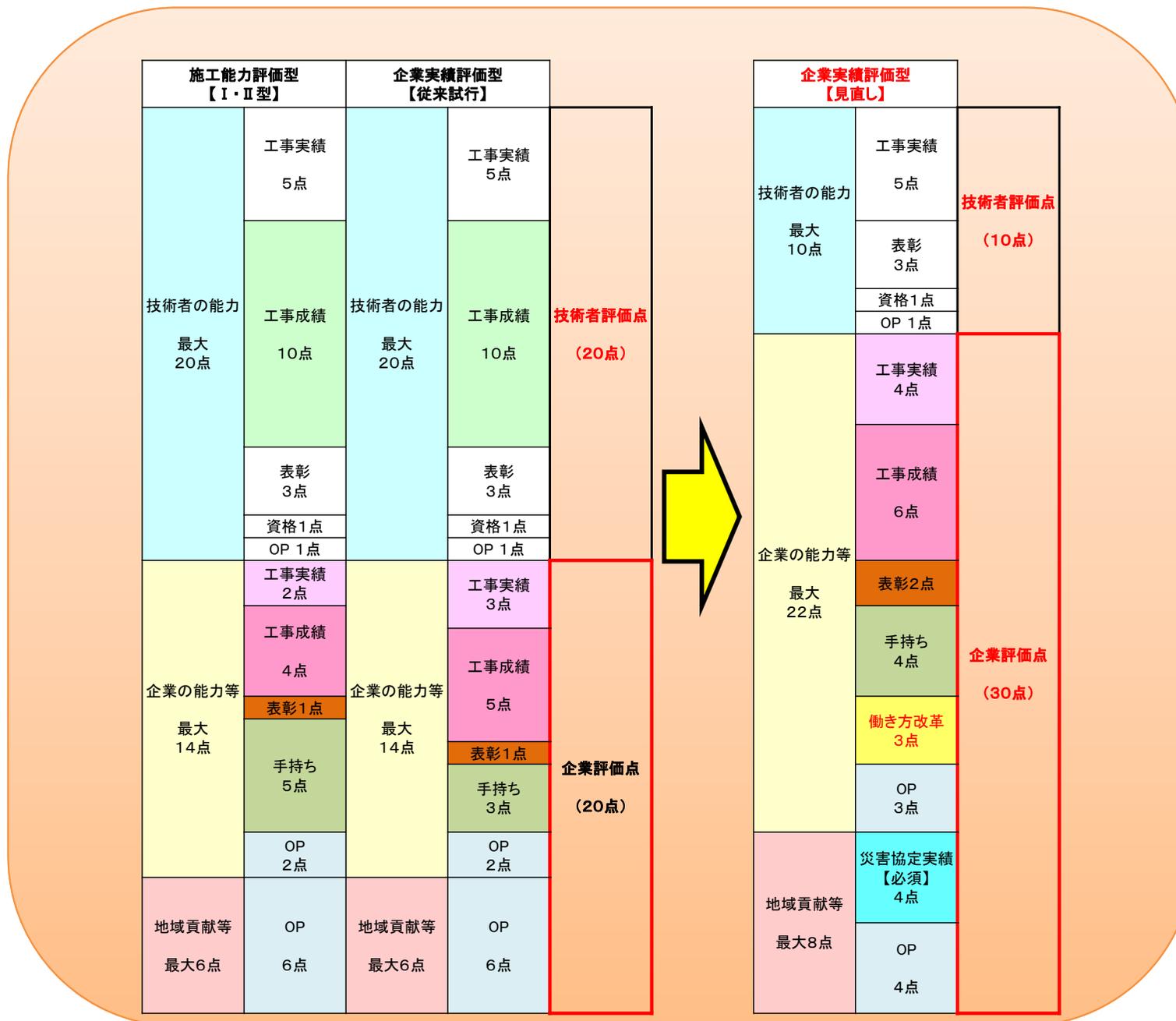
【内容】

- 本試行は、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和することを目的として、現行の工事の配点を見直し、企業配点を高く設定するものである。

通常工事：配置予定技術者の能力等	20点	⇒	本試行：10点	【工事成績を求めない】
企業の能力等	14点	⇒	本試行：22点	
地域貢献等	6点	⇒	本試行：8点	【災害協定実績は必須】

- 対象工事：分任官工事のうち、災害本復旧工事、施工環境が厳しい工事、高度な技術を要する工事、機械経の大きい工事等、企業の組織力、機動力、技術力が求められる工事としているが、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事についても、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、適切に実施することとする。
- 適応時期：令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用することを基本とする。

【現行と見直し概要】



電気通信チャレンジ型【試行工事】

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

- ・受変電・発動発電機の工事は、直轄での発注工事が少なく、地方公共団体発注の実績で参加。(市発注の庁舎等の受変電・発動発電機工事) (参入促進型)
- ・地方公共団体発注工事は、成績評定点の加点の対象としていないため、総合評価の点数が低くなり、結果として参加者が少ない状態になっている
- ・成績評定での加点は行わず、**施工実績で加点**

■施工能力評価型[電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

- ・建設業法における電気通信工事の資格を持った技術者に対して監理(主任)技術者としての経験を積ませることを目的に試行(担い手確保型)
- ・配置予定技術者について、同種工事の経験は問わない
- ・総合評価において、技術者の能力等は求めずに、**企業の施工能力と施工計画のみで評価**

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(参入促進型)](受変電設備工事)

分類		評価項目	配点	分類	評価項目	配点			
施工計画				施工計画					
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	5.0	配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	20.0		
		工事成績	10.0			必須	工事成績	-	
	表彰(優秀技術者)	3.0	必須		表彰(優秀技術者)		-		
	配置予定技術者の資格	1.0			必須	配置予定技術者の資格	-		
	シオン	継続教育(CPD)の状況	1.0			シオン	継続教育(CPD)の状況	-	
	指定する工事の施工実績	1.0	指定する工事の施工実績		-	指定する工事の施工実績	-		
	発注者の指定する資格保有技術者	1.0	発注者の指定する資格保有技術者		-	発注者の指定する資格保有技術者	-		
その他	1.0	その他	-	その他	-				
企業の能力等	必須	工事実績	2.0	企業の能力等	必須	工事実績	14.0		
		工事成績	4.0			必須	工事成績	-	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0				必須	表彰、工事成績優秀企業の認定	-
		工事の手持ち状況	5.0			必須		工事の手持ち状況	-
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0				必須	配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-
	オプション	下請け予定業者の表彰実績	1.0	オプション	下請け予定業者の表彰実績	-			
	〇〇工事の実績	1.0	〇〇工事の実績	-	〇〇工事の実績	-			
	新技術の活用	1.0	新技術の活用	-	新技術の活用	-			
	情報化施工技術の活用	1.0	情報化施工技術の活用	-	情報化施工技術の活用	-			
	ISOの認証取得状況	1.0	ISOの認証取得状況	-	ISOの認証取得状況	-			
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-				
地域貢献等	オプション	建設業労働災害防止協会加入	1.0	地域貢献等	オプション	建設業労働災害防止協会加入	-		
		建設業退職金共済制度加入	1.0			オプション	建設業退職金共済制度加入	-	
		その他評価すべき項目	1.0				オプション	その他評価すべき項目	-
		災害協定に基づく活動実績	2.0			災害協定に基づく活動実績		2.0	災害協定に基づく活動実績
		維持工事等の実績	2.0			維持工事等の実績	2.0	維持工事等の実績	2.0
		近隣地域内工事の実績	2.0			近隣地域内工事の実績	2.0	近隣地域内工事の実績	2.0
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0			継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0
継続的な営業に基づく信頼度	2.0	継続的な営業に基づく信頼度	2.0	継続的な営業に基づく信頼度	2.0				
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0				
専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0				
合計			40	合計			40		

施工能力評価型 [電気通信チャレンジ型(担い手確保型)](通信設備工事)

分類		評価項目	配点	分類	評価項目	配点			
施工計画				施工計画		○ ○			
配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	5.0	配置予定技術者の能力等	必須	工事実績	-		
		工事成績	10.0			必須	工事成績	-	
	表彰(優秀技術者)	3.0	必須		表彰(優秀技術者)		-		
	配置予定技術者の資格	1.0			必須	配置予定技術者の資格	-		
	シオン	継続教育(CPD)の状況	1.0			シオン	継続教育(CPD)の状況	-	
	指定する工事の施工実績	1.0	指定する工事の施工実績		-	指定する工事の施工実績	-		
	発注者の指定する資格保有技術者	1.0	発注者の指定する資格保有技術者		-	発注者の指定する資格保有技術者	-		
その他	1.0	その他	-	その他	-				
企業の能力等	必須	工事実績	2.0	企業の能力等	必須	工事実績	5.0		
		工事成績	4.0			必須	工事成績	9.0	
		表彰、工事成績優秀企業の認定	1.0				必須	表彰、工事成績優秀企業の認定	-
		工事の手持ち状況	5.0			必須		工事の手持ち状況	-
		配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	2.0				必須	配置予定建設技能者の表彰実績及び登録基幹技能者の配置	-
	オプション	下請け予定業者の表彰実績	1.0	オプション	下請け予定業者の表彰実績	-			
	〇〇工事の実績	1.0	〇〇工事の実績	-	〇〇工事の実績	-			
	新技術の活用	1.0	新技術の活用	-	新技術の活用	-			
	情報化施工技術の活用	1.0	情報化施工技術の活用	-	情報化施工技術の活用	-			
	ISOの認証取得状況	1.0	ISOの認証取得状況	-	ISOの認証取得状況	-			
建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	1.0	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の認証	-				
地域貢献等	オプション	建設業労働災害防止協会加入	1.0	地域貢献等	オプション	建設業労働災害防止協会加入	-		
		建設業退職金共済制度加入	1.0			オプション	建設業退職金共済制度加入	-	
		その他評価すべき項目	1.0				オプション	その他評価すべき項目	-
		災害協定に基づく活動実績	2.0			災害協定に基づく活動実績		2.0	災害協定に基づく活動実績
		維持工事等の実績	2.0			維持工事等の実績	2.0	維持工事等の実績	2.0
		近隣地域内工事の実績	2.0			近隣地域内工事の実績	2.0	近隣地域内工事の実績	2.0
		継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0			継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0	継続的な技術者保有に基づく信頼度	2.0
継続的な営業に基づく信頼度	2.0	継続的な営業に基づく信頼度	2.0	継続的な営業に基づく信頼度	2.0				
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0	工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	2.0				
専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0	専門工種の施工機械自社保有状況	2.0				
合計			40	合計			20		

機械チャレンジ型（1/2）【試行工事】

【背景】

- 現在、施工能力評価型（I型、II型）の技術者と企業の配点は、20点：20点と設定されているが、監理（主任）技術者の不足による入札不調対策及び技術者の担い手確保の観点から企業評価を重視する内容に見直しを行い、工事成績を持たない技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、技術者の過去工事成績等にとらわれない内容に変更し、直轄工事に新たな技術者の参入を促すものである。

【内容】

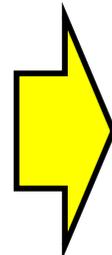
- 本試行は、工事成績を持たない技術者に対して経験を積ませ、技術者拡大を目的として、現行の工事の配点を見直し、競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を求めず、企業配点・地域貢献等のみで評価するものである。

通常工事：配置予定技術者の能力等	20点	⇒	本試行： <u>0点</u>	【 <u>技術者の能力を求めない</u> 】
企業的能力等	14点	⇒	本試行：14点	
地域貢献等	6点	⇒	本試行：26点	【 <u>修繕工事、点検業務の実績を評価</u> 】

- 対象工事：分任官工事の機械系工事うち、新設・更新の機械設備工事、監理（主任）技術者不足等により不調不落が見込まれる工事について、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実施することが出来るものとする。
- 適応時期：令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する工事から適用

【現行と試行の概要】

施工能力評価型 【I・II型】			機械チャレンジ型 【試行】		
技術者の能力 最大 20点	工事实績	技術者評価点 (20点)	企業の能力等	工事实績 2点	企業評価点 (40点)
	5点		工事成績	工事成績 4点	
	工事成績		表彰1点	手持ち 5点	
	10点		OP 2点		
	表彰 3点		OP 2点		
	資格1点	企業評価点 (20点)	地域貢献等	OP	最大26点
	OP 1点			26点	
企業の能力等	工事实績 2点				
最大 14点	工事成績 4点				
	表彰1点				
	手持ち 5点				
	OP 2点				
地域貢献等	OP				
最大6点	6点				



営繕チャレンジ型(1/2)【試行工事】

【背景】

- ・ 営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1～2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。
- ・ そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。
- ・ また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。
- ・ 以上を踏まえて、新たに「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

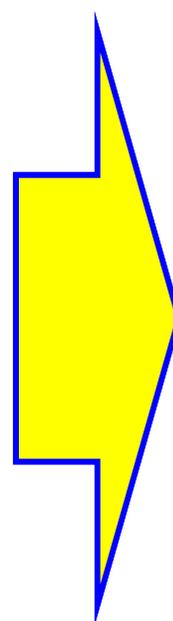
【内容】

- ・ 配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。
- ・ 企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。
- ・ 直近の直轄工事实績がないほど評価点が高くなるような評価項目を追加し、新規参入や直轄工事实績の少ない企業の入札参加意欲を促す。
- ・ 令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する営繕工事のうち工事の規模や内容、受注状況、地域の実情等を踏まえて、円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事に適用。

営繕チャレンジ型(2/2)【試行工事】

【現行と試行の概要】

	評価項目	施工能力評価型 【Ⅱ型】配点	
配置 予定 技術 者の 能力 等	工事实績	5.0	20
	工事成績	10.0	
	表彰(優秀技術者)	3.0	
	配置予定技術者の資格 (資格取得後の経験年数)	1.0	
	オプション項目 (継続教育(CPD)の状況)	1.0	
企 業 の 能 力 等	工事实績	2.0	14
	受注(契約)実績 (直近の直轄工事实績がないほど加点)		
	工事成績	4.0	
	表彰	1.0	
	登録基幹技能者等の配置	2.0	
	オプション項目 (労災共、建退共への加入 等)	5.0	
地域貢献等 (オプション項目)		6.0	6
合 計		40	



営繕チャレンジ型 【試行】配点	
	0
10.0	18
4.0	
1.0	
3.0	
12.0	12
30	

※技術提案チャレンジ型
(Ⅱ型)の配点を参照。

- 合計点：30点とする
- 配置予定技術者の能力等の評価を行わない
- 企業の能力等と地域貢献等の配点比率を3：2とする
- 受注(契約)実績を評価項目に追加